



3年ごとの介護保険事業計画の見直しに伴い、 4月から、介護保険料の基準月額が上がります

☎ 高齢・障害支援室 ☎ 63-7599

表1 / 平成24年度～26年度 第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料

所得段階	対象者	保険料年額(概算月額)
第1段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	28,620円(2,385円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税の人(合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	28,620円(2,385円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税の人(第2段階に該当しない人)	41,340円(3,445円)
第4段階	世帯に市民税課税の人がいて、本人が市民税非課税の人(合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	59,784円(4,982円)
第5段階(基準額)	世帯に市民税課税の人がいて、本人が市民税非課税の人(第4段階に該当しない人)	63,600円(5,300円)
第6段階	市民税本人課税の人(合計所得金額が125万円未満)	76,320円(6,360円)
第7段階	市民税本人課税の人(合計所得金額が125万円以上190万円未満)	82,680円(6,890円)
第8段階	市民税本人課税の人(合計所得金額が190万円以上400万円未満)	104,940円(8,745円)
第9段階	市民税本人課税の人(合計所得金額が400万円以上600万円未満)	114,480円(9,540円)
第10段階	市民税本人課税の人(合計所得金額が600万円以上)	120,840円(10,070円)

※在宅介護を支援するための名張市独自の事業費(紙おむつ給付)が、保険料に含まれています。

介護保険料基準月額が 4202円から5300円に

介護保険制度が円滑に実施されるように、3年ごとに介護保険事業計画を見直しています。今回、今年4月から平成27年3月までの計画を策定し、この3年間の介護サービス給付などに必要と考えられる費用に基づいて、介護保険料を改定しました(表1)。

4月以降の介護保険料の基準月額は、4202円から5300円に上がりますが、これは、計画で65歳以上の人口と要介護認定者数の増加を

見込んでおり(表2)、これに伴い介護給付費の見込額が増加しているためです(表3)。また、介護従事者の処遇改善などを踏まえて、4月から介護報酬(介護サービス提供事業所・施設に支払われる報酬)が引き上げられたこと、地域区分(介護職員の人員費の地域差を調整する手当)が見直されたことも要因となっています。

介護予防で保険料の上昇を抑えていく必要があります

高齢者の増加により介護給付費が増えていることや、介護従事者の処遇改善を図り、人材を確保する必要

があることから、保険料は上昇傾向にあります。

現在、介護保険事業計画により、介護予防のさらなる推進に取り組んでいます。介護保険サービスを使わなくても、元気に生活できる高齢者が増えていくと、介護保険料上昇の抑制にもつながっていきます。

また、介護予防のほか、認知症ケアの推進や、在宅医療の推進と医療・介護・福祉の連携、地域生活支援体制の充実についても、計画により、重点的に取り組んでいきます。

表2 / 市の高齢者人口と要介護認定者数

	年度	第1号被保険者(65歳以上)人口	要介護認定者数	認定率
現状	23	18,350人	3,098人	16.9%
	24	19,327人	3,314人	17.1%
推計	25	20,208人	3,464人	17.1%
	26	21,089人	3,613人	17.1%

※平成23年度は9月末現在

表3 / 介護事業費の見込みと介護保険料

	第1期計画期間(平成12~14年度)	第2期計画期間(平成15~17年度)	第3期計画期間(平成18~20年度)	第4期計画期間(平成21~23年度)	第5期計画期間(平成24~26年度)
	実績値	実績値	実績値	計画値	計画値
標準給付費等	69億5,364万円	96億2,646万円	109億6,689万円	139億1,298万円	177億6,149万円
保険料基準年額	33,228円(月額2,769円)	41,208円(月額3,434円)	51,024円(月額4,252円)	50,424円(月額4,202円)	63,600円(月額5,300円)

介護保険料の納付のお知らせ

65歳以上の普通徴収の人に、 納入通知書を4月中旬に送付します

65歳以上の普通徴収の人に、平成24年度の介護保険料納入通知書を4月中旬に送付します。ただし、保険料額は、平成22年中の所得が確定していないため、平成22年中の所得をもとに仮計算しています。7月中旬には、平成23年中の所得をもとに確定した介護保険料納入通知書を送付します。

※特別徴収の人には、平成23年7月、または、平成24年2月に通知していますので、今回は通知書を送付しません。

■ 介護保険料の納付方法

- 特別徴収〔年金からの天引きによる納付〕
老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上(月額1万5,000円以上)受給している人が対象です。
※平成23年4月1日以降に65歳になった人や名張市に転入した人で、特別徴収の対象となる人でも、一定期間は普通徴収になります。切り替え時に「特別徴収開始通知書」でお知らせします。
- 普通徴収〔納付書または口座振替での納付〕
老齢・退職・障害・遺族年金の年額が18万円未満の人が対象です。

■ 保険料はきちんと納めましょう

- 納期限までに納めないと、督促手数料・延滞金が加算されます。
- 滞納が続くと、介護サービスを受けるときに、いったん費用を全額自己負担していただき、後日申請により払い戻しを受ける償還払いになります。償還払いの差し止めや、本来1割の自己負担が3割になる場合もあります。

■ 保険料の減免

災害(震災、風水害、火災)などの事情で保険料の納付が困難な人は、保険料の徴収猶予や減免の措置を受けられる場合がありますので、高齢・障害支援室へご相談ください。